

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問30（情）第4号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年3月21日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県が被告の〇〇地方裁判所平成〇〇年（〇）第〇〇号，〇〇高等裁判所平成〇〇年（〇）第〇〇号の判決正本」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年3月29日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年4月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

民事訴訟法（平成8年法律第109号）により何人も閲覧できる書類であるから、存否応答拒否の理由がない。また、同事件の被告である広島市は部分開示決定を行っている。

広島市の開示決定について、実施機関は関知し得ないと言っているが、私が平成29年11月20日付けで実施機関と同様に広島県や諮問実施機関に対しても同じ文書の開示請求を行い、それに対し、広島県や諮問実施機関は存否を明らかにして、行政文書不存在通知を行っていることは関知しているはずである。

文書の存否を明らかにすることが問題であるならば、当然、広島県や諮問実施

機関も存否応答拒否をするはずで、同じ県の機関で異なった解釈による決定はいずれかが間違っている。

仮に実施機関の決定が正しいならば、本審査を行う諮問実施機関が存否を明らかにし、不存在通知を出したことは間違いであるので通知の取消しをしなければならない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 存否応答拒否制度について

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益などを侵害することがあり得る。

条例においても、存否応答拒否制度は、条例第13条で「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

2 不開示とした理由

本件開示請求の内容は、広島地方裁判所及び広島高等裁判所における特定の事件番号に係る訴訟事件に関するものである。

裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないから、当該事件が係属する裁判所名及びその事件番号が特定されている場合は、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、裁判所が受理する事件においては、当事者が個人である場合には、その個人が訴訟活動を行うほか、当事者が個人又は法人のいずれかである場合にも、当事者又は関係者等の個人の活動状況等の内容が記載された主張書面や書証が提出され、これらの個人が人証として供述や証言をするなど、審理の過程において様々な態様で個人の関与が予定されており、その関与の内容が訴訟記録に記載されることとなる。したがって、一般に、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号は、様々な態様で個人の関与が予定されている事件について、その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであることから、一般に個人に関する情報に該当するということができる。

そして、本件開示請求では、対象となる事件が受訴裁判所及び事件番号をもって特定されており、また、民事訴訟法により、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができることからすると、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、当該事件に関与する個人の氏名、住所、生年月日等を知ることにより、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例第10条第2号本文に該当すると認められる。

また、審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求の対象となる行政文書について、民事訴訟法により、何人も閲覧できる旨主張する。

しかしながら、民事訴訟法第91条の規定の趣旨に照らせば、同条第1項に基づき記録の閲覧請求は、その対象とする事件を特定して行うのが前提とされており、実際に閲覧請求を行う際には、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であるから、当該事件の事件番号が不明である場合には、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について民事訴訟法第91条1項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定等により公にされているということとはできない。

また、判例雑誌等に掲載される判例等は、全国の裁判所において言い渡される膨大な件数の判決等の中から、広く一般に参照されることが相当と認められるごく一部のものが選別されて掲載されるものであるから、これらにおいてその一部の判決等及びその事件番号が掲載されているからといって、一般に事件番号が慣行として公にされているということとはできない。

以上のことからすると、事件番号は、条例第10条第2号ただし書イに該当せず、なお、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、本件対象行政文書が存在を明らかにすることにより、条例第10条第2号に該当する不開示情報を開示することとなり、条例により保護されるべき利益を損なうこととなると認めため、条例第13条の規定により、対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定をしたものである。

3 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、「民事訴訟法により何人も閲覧できる書類であるから、存否応答拒否の理由がない。また、同事件の被告である広島市は部分開示決定を行っている。」と主張する。

しかしながら、前述したとおり、民事訴訟法第91条の閲覧制度をもって、条例第10条第2号の「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」と身と認めることはできない。

また、他機関である広島市に対する同様の開示請求に対する開示決定について

は、実施機関の本件処分時において、実施機関は関知し得ないものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求に係る行政文書について

本件請求に係る行政文書は、特定の民事訴訟事件における判決正本であり、実施機関は、存否を答えるだけで条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することになるとして本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件処分の妥当性について

条例第10条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報である場合を除き、不開示とすることを規定している。

本件請求は、上記1のとおり、受訴裁判所及び事件番号を特定した上で、該当する民事訴訟事件における判決正本の開示を求めるものである。

事件番号は、それ自体から直ちに個人を識別することができるものとは認められないが、これを公にすれば、受訴裁判所の訴訟記録と照合することにより、特定の民事訴訟事件に係る関係者の氏名、住所、生年月日等個人を識別することができることとなるから、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、当該情報の存否を答えると、特定訴訟事件に係る関係者個人を識別することができる情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

次に、条例第10条第2号ただし書該当の当否について検討すると、民事訴訟法第91条第1項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」とされているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲

覧には訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されていることなどから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。

また、判例データベース等に事件番号が掲載されていたとしても、そこでは、関係者が個人である場合は個人名を伏せて公表するなどしており、これらは、個人に関する情報は保護しなくてはならないとの認識を社会一般が持っているという実態に配慮した取扱いであると認められる。

そうすると、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられており、また、事件番号が判例データベース等に掲載されていたとしても、これをもって、事件番号が条例に基づく情報公開制度において、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、条例第10条第2号の不開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当と認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 3. 29	・ 諮問を受けた。
30. 8. 27 (平成30年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授